

がんばる中小企業応援事業（非製造業）のご案内



意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする中小企業（がんばる中小企業）の、新規性の高い非製造業の取組に要する経費の一部を最高500万円まで助成します。

1 募集の対象となる方

県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上の事業実績がある中小企業者が対象となります。

※ 一部の業種は対象外ですので、別記をご覧ください。

2 募集対象の事業

製造業以外であって、次のいずれかに該当する新規性の高い事業が対象となります。

- (1) 新商品・新サービスの開発、生産、販売（提供）
- (2) 新分野進出
- (3) 販路拡大やブランド力強化等による付加価値の向上、サービス提供プロセスの改善等による効率の向上

※ これまで本事業の採択を受けた事業、国又は県の他の補助金等の採択を受けた事業は対象外です。

※ 一部の業種は対象外ですので、別記をご覧ください。

3 補助率及び補助金の額

- (1) 補助率、補助上限金額

区分	補助率	補助上限額
①中小企業者（②に該当する者を除く）	1 / 3 以内	500万円
②小規模企業者又はベンチャー企業	1 / 2 以内	500万円

- (2) 補助対象期間は、交付決定日から12ヵ月以内です。

※ 事業が2ヵ年度に及ぶ場合は、年度ごとに補助金の精算をする必要があります。

4 補助対象となる経費

事業計画に基づき実施する取組に要する次の経費です。

①謝金	講師、専門家コンサルタント謝金。ただし、事業費全体の1/5までとし、技術支援等の専門的知識を有する者に限る。
②旅費	講師、専門家コンサルタント旅費。研修や展示会等に必要な従業員出張費用。旅費の限度額は、県の旅費規程に準ずるものとする。

③研修・資格取得費	外部研修機関受講料、資格取得に係る受験料。
④需用費	事業の実施に必要な消耗品の購入に要する経費。
⑤役務費	運搬料、郵送料。試作品開発等の業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（アルバイト等）に対する賃金・旅費。
⑥委託費	新商品試作費。技術研究委託費。マーケティング調査委託費。ただし、事業費全体の1/2まで。
⑦外注費	補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費。
⑧使用料及び賃借料	新商品等の展示会出展に係る会場料・展示什器使用料。各種研修の会場料・機器使用料。
⑨公的認証等取得経費	公的認証・品質表示等の取得に係る認定申請費用・認定審査費。
⑩原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。
⑪機械器具等導入費	機械装置。車両及び運搬具。ソフトウェア。工具・機器及び備品。ただし、パーソナル・コンピュータや汎用性の高いものを除く。借上、リース、割賦販売による購入も認めるが、補助対象経費に含めるものは、事業実施期間内に支払ったもののみ。
⑫広告宣伝費	事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝に要する経費。ただし、事業費全体の1/3まで。
⑬その他	知事が必要かつ適当と認める経費

※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。

- ① 交付決定日より前に購入、設置、契約等をしたもの。同日以前に臨時的に雇い入れた者（アルバイト等）に対する賃金
- ② 飲食代
- ③ 試作品以外の製品の原材料費、委託料、外注加工費
- ④ 事務所経費、事務経費、その他経常的経費
- ⑤ その他、事業実施に必要と認められないもの

5 募集期間

平成29年4月10日(月)～平成29年5月19(金)17時必着

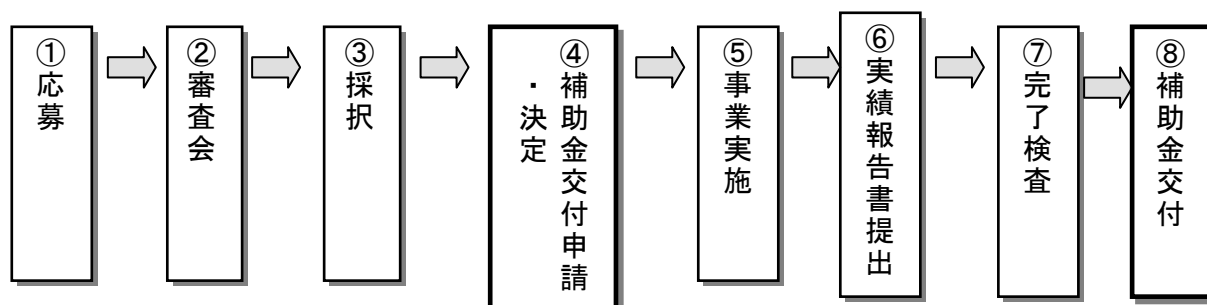
※ 応募の際は、事前相談をお願いします。

6 応募方法

①を作成し、②から⑤を添付して申請書類提出先まで郵送又は持参してください。申請書類は秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

- ① がんばる中小企業応援事業（非製造業）応募書（様式第1号～第4号）
- ② 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書）
- ③ 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書）
- ④ 会社案内など、会社の概要がわかるもの
- ⑤ 経費の積算根拠となる参考見積書

7 応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は事業完了後の精算払いとなりますので、それまでに行う経費の支払いに必要な資金については、別途調達が必要になることをご注意ください。

※ 2ヵ年度にわたる場合は、2年目も④～⑧の手続を行います。

8 応募書類提出、お問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1（県庁第2庁舎3階）

TEL：018-860-2244 FAX：018-860-3887

E-mail:com-tra@pref.akita.lg.jp

別記 補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- 1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
- 2 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
- 3 金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
- 4 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- 5 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- 6 以下のサービス業
 - (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの。）
 - (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
 - (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
 - (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。）
 - (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
 - (7) 宗教（中分類94に含まれるもの。）
 - (8) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）